

津市ふるさと就職新生活応援奨励金交付要綱

平成 27 年 5 月 29 日訓第 62 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日訓第 43 号

令和 3 年 3 月 31 日訓第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、企業等への就職後の新生活を支援することにより、地域の商業振興及び経済の活性化を促進するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 本市の区域内に主たる事務所を有する企業、医療法人、社会福祉法人及び学校法人をいう。
- (2) 常時雇用 期間の定めのない労働者又は 1 年以上の雇用が見込まれ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者を雇用することをいう。
- (3) 教育機関等 高等学校、短期大学、大学、大学院及び各種専門学校をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の奨励金は、「ふるさと就職新生活応援奨励金」（以下「奨励金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 奨励金は、本市の区域外に住所を有していた者で、企業等に常時雇用される労働者として内定し、雇用されることに伴い、本市の区域内に転入し、引き続き住所を有することとなったものに対し、これを交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、奨励金は、本市の区域内に住所を有する者で、教育機関等に進学するために本市の区域外から本市の区域内に転入し、教育機関等を卒業後又は修了後に企業等に常時雇用される労働者として内定し、雇用されるものに対しても、これを交付するものとする。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、5万円を限度とし、予算で定める範囲内においてこれを交付するものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、企業等に常時雇用される労働者として内定した日から起算して90日を経過した日（その日が次年度に属する場合は、当該内定した日の属する会計年度の3月31日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育機関等に在学している者（企業等に常時雇用される労働者として内定した日の属する年度の次年度に教育機関等を卒業し、又は修了する予定の者に限る。）が、企業等に常時雇用される労働者として内定した場合における規則第3条第1項の別に定める期日は、教育機関等を卒業し、又は修了する予定の日の属する年度の6月30日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 企業等に常時雇用される労働者として内定し、雇用される以前の住所が確認できる書類の写し
- (2) 企業等への就職が内定した場合にあっては、内定通知書の写し
- (3) 教育機関等を卒業し、又は修了する予定の日の属する年度の前年度に企業等への就職が内定した場合（第4条第1項の場合に限る。）にあっては、教育機関等の在学証明書又は卒業見込証明書の写し
- (4) 第4条第2項の場合にあっては、教育機関等へ進学する以前の住所が確認できる書類の写し及び教育機関等の在学証明書又は卒業証明書（教育機関等を卒業し、又は修了する予定の日の属する年度の前年度に企業等への就職が内定した場合にあっては、卒業見込証明書）の写し

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、奨励金の交付の決定に係る会計年度が終了する日までに就労（就労見込）証明書（別記様式）及び住民票の写しを添えてこれを行わなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓第43号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日訓第２８号）

- 1 この訓は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の第６条第２項並びに第７条第３号及び第４号の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

別記様式（第 8 条関係）

就労（就労見込）証明書

（宛先）津市長

労働者氏名	
労働者住所	
勤務形態	
勤務先名称	
勤務先住所	
就労開始年月日	

上記の者について、就労（就労見込）していることを証明します。

年 月 日

企業等名称

所在地

代表者氏名

印